

青少年の健全な育成に関する条例の一部改正について

平成30年10月
府 民 生 活 部
(青少年課)

■いわゆる「JKビジネス」の規制について

I 改正の趣旨

- 「青少年の健全な育成に関する条例」は、青少年の健全な育成を図ることを目的として、青少年を取り巻く社会環境の整備や青少年の健全な成長を阻害するおそれのある行為から青少年を保護するために必要な規制を定めている。
- そのような中、近年、「JKビジネス」と言われる業態が現れ、その中には、表向きには現行法令の規制対象とならないよう営業しているが、一部には「裏オプショソ」と称して、性的なサービスを客に提供させるものが存在しており、青少年が性的被害に遭う事件も確認されている。
- 警察庁の全国調査※1によると、JKビジネス店は東京、大阪への出店がほとんどであるが、東京都、大阪府だけでなく、該当する店が確認されていない兵庫県においてもJKビジネスを規制する条例が制定されている。※2
 - ※1) 東京83店、大阪37店、愛知県3店、宮城県3店、神奈川県3店、静岡県1店、埼玉県1店の計131店が確認された(H29年12月現在。H29年6月の調査では114店で17店増加)。
 - ※2) 他府県状況(既に条例による規制済の都府県)
愛知県、東京都、大阪府、兵庫県、神奈川県(以上施行済)
- また、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「風営法」という。)で対象となっているものは、接待飲食等営業、性風俗関連特殊営業、特定遊興飲食店営業等であるが、いわゆる「JKビジネス」はこれらに該当しないものも含まれることから、青少年の被害の未然防止のため、早急に規制の対象としていく必要が生じている。
- このため、いわゆる「JKビジネス」のような青少年の健全な成長を阻害するおそれのある有害な営業から青少年を守ることを目的として、条例を改正する。

II 規制の基本的な仕組み

- ① いわゆる「JKビジネス」として営業実態等に関する警察庁の調査対象となる、青少年が関わるものがふさわしくない営業形態を「有害役務提供営業」として規定。
- ② 上記の営業に青少年に従事させることやその勧誘、青少年を客とさせることやその勧誘、青少年に対する広告物の頒布などを禁止。
- ③ これらの禁止事項等に違反した営業者等に対し、違反行為(広告物の頒布行為等)を現認したときの当該行為の中止命令、営業停止命令及び罰則の規定を設けることによって、実効性を担保することとする。

III 改正の内容

1 規制対象とする営業形態

いわゆる「JKビジネス」について、青少年が関わるものがふさわしくない営業形態を「有害役務提供営業」と定義(店舗型・無店舗型)

(1) 店舗型有害役務提供営業

次のいずれかに該当する営業であって、客の性的好奇心をそそるおそれがあるもの(風営法に基づく風俗営業、店舗型性風俗特殊営業、特定遊興飲食店営業に該当するものを除く。)

- ① 店舗を設け、専ら異性の客に接触し、又は接触させる役務を提供する営業（接触型。いわゆる「リフレ」）
- ② 店舗を設け、営業に従事する者を専ら異性の客に同伴させる役務を提供する営業（同伴型。いわゆる「散歩」（同伴））
- ③ 店舗を設け、営業に従事する者が専ら異性の客と会話をし、又は専ら異性の客に遊興をさせる役務を提供する営業（接待型。いわゆる「コミュ」）
- ④ 店舗を設け、営業に従事する者の姿態を専ら異性の客に見せる役務を提供する営業（鑑賞型。いわゆる「撮影・見学・作業所」）
- ⑤ 設備を設けて客に飲食をさせる営業であって、次のいずれかに該当するもの（飲食型。いわゆる「喫茶、ガールズ居酒屋、ガールズバー」、それぞれ下記の(i)(ii)の場合が想定される)
 - (i) 客に接する業務に従事する者が専ら異性の客に接する営業であって、青少年が客に接する業務に従事していることを明示し、又は連想させる文字、番号、記号その他の符号として規則で定めるものを営業所の名称又は広告若しくは宣伝に用いるもの
 - (ii) 客に接する業務に従事する者に、水着、下着その他肌の露出部分が著しく大きい衣服を着用した姿態又は着衣内の下着を客が見ることができるといえるような姿態をさせるもの

(2) 無店舗型有害役務提供営業（店舗型有害役務提供営業の①～④と同様の役務提供）

次のいずれかに該当する営業であって、客の性的好奇心をそそるおそれがあり、事務所、受付所又は客の依頼に応じて派遣されるものと客とが接する場所その他規則で定める場所が府の区域内にあるもの（(1)及び風営法に基づく無店舗型性風俗特殊営業に該当するものを除く。）

- ① 専ら異性の客に接触し、又は接触させる役務を提供する営業であって、当該役務を行う者を、その客の依頼を受けて派遣するもの（接触型。いわゆる「リフレ」）
- ② 営業に従事する者を専ら異性の客に同伴させる役務を提供する営業であって、当該役務を行う者を、その客の依頼を受けて派遣するもの（同伴型。いわゆる「散歩」（同伴））
- ③ 営業に従事する者が専ら異性の客と会話をし、又は専ら異性の客に遊興をさせる役務を提供する営業であって、当該役務を行う者を、その客の依頼を受けて派遣するもの（接待型。いわゆる「コミュ」）
- ④ 営業に従事する者の姿態を専ら異性の客に見せる役務を提供する営業であって、当該役務を行う者を、その客の依頼を受けて派遣するもの（鑑賞型。いわゆる「撮影・見学・作業所」）

2 規制内容

(1) 有害役務提供営業者等の禁止行為

- ① 有害役務提供営業者に対し、以下の行為を禁止する。

ア 青少年を客に接する業務に従事させること。

イ 青少年を客とすること。具体的には

- (i) 店舗型有害役務提供営業の場合は、営業所に青少年を客として立ち入らせること。
- (ii) 無店舗型有害役務提供営業の場合は、受付所に青少年を客として立ち入らせること及び客とすること。

② 何人に対しても、以下の行為を禁止する。

- ア 青少年を有害役務提供営業において客に接する業務に従事するように勧誘すること
- イ 青少年を有害役務提供営業の客となるように勧誘すること
- ウ 青少年に対し、有害役務提供営業の広告物を頒布すること
- エ 有害役務提供営業において客に接する業務に従事するように青少年に勧誘させること
- オ 有害役務提供営業の客となるように青少年に勧誘させること
- カ 有害役務提供営業の広告物を青少年に頒布させること

(2) 有害役務提供営業者の義務事項

有害役務提供営業者に対し、以下の義務を課す。

- ① 広告宣伝の際に、青少年が営業所に客として立ち入ることができない旨（無店舗型の場合は青少年が客となることができない旨）を明示する義務
- ② 営業所（無店舗型の場合は受付所）の入口等に、青少年が客として立ち入ることができない旨を掲示する義務
- ③ 従業者名簿（従業員の氏名、生年月日、住所ほか）を備え付ける義務

3 規制の実効性担保

(1) 有害役務提供営業の営業停止命令・禁止行為の中止命令及び業者名の公表

- ① 知事は、次の場合において、有害役務提供営業者に対し、6月を超えない範囲内で期間を定めて営業の全部又は一部の停止を命じることができる。
 - ア 有害役務提供営業者が上記2に違反した場合。ただし、(1)①イ(ii)後段の場合については、客が利用を申込み時点で、本人の申告以外に客の年齢を確認することが困難であるため、(1)②ウの場合については、広告物の頒布の際に相手方の年齢を確認することが困難であるため、これらの違反行為については、営業停止命令の対象としないが、④の中止命令の対象とする。
 - イ 有害役務提供営業者が④の中止命令に従わなかった場合
- ② 知事は、①の営業停止命令をしたときは、命令の内容、氏名等を公表することができる。
- ③ 知事は、営業停止命令をしようとするときは、青少年健全育成審議会の意見を聴かなければならない（緊急を要するときはこの限りでないが、事後に審議会に報告しなければならない。）。
- ④ 知事の指定する職員又は警察官は、上記2(1)①イ(ii)後段及び(1)②ウに違反する行為を現認したときは、違反行為者に対して行為の中止又は必要な措置を命じることができる。

(2) 罰則

① 有害役務営業者等が、条例に規定する上記2 ((1) ①イ(ii) 後段及び(1) ②ウの場合を除く) の禁止行為及び義務事項並びに(1) の営業停止命令・中止命令に違反した場合の罰則を規定。

ア 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
・営業停止命令に違反した場合

イ 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
・青少年を客に接する業務に従事させた場合
・店舗型有害役務提供営業の場合は営業所(無店舗型有害役務提供営業の場合は受付所) に青少年を客として立ち入らせた場合

ウ 30万円以下の罰金
・青少年を有害役務提供営業において客に接する業務に従事するよう勧誘した場合
・青少年を有害役務提供営業の客となるように勧誘した場合
・有害役務提供営業において客に接する業務に従事するように青少年に勧誘させた場合
・有害役務提供営業の客となるように青少年に勧誘させた場合
・有害役務提供営業の広告物を青少年に頒布させた場合
・中止命令に違反した場合

エ 10万円以下の罰金
・広告宣伝の際に、青少年が営業所に立ち入ることができない旨(無店舗型の場合は青少年が客となることができない旨) を明示する義務に違反した場合
・営業所(無店舗型の場合は受付所) の入口等に、青少年が立ち入ることができない旨を掲示する義務に違反した場合
・従業者名簿を備え付ける義務に違反した場合

② ①の場合、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、処罰を免れることができない。ただし、当該青少年の年齢を知らないことに過失がないときは、この限りでない。

(注) 立入調査権限(現行条例第26条)

知事は、この条例の施行のため必要があると認めるときは、その指定する者(警察職員を含む) に、営業時間内に限り、有害役務提供営業を営む場所に立ち入り、調査させ、関係者に質問させ、又は必要な資料の提出を求めさせることができる。

IV 施行期日

平成31年4月1日